

平成30年2月市議会 教育厚生委員会資料

第37号議案 長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 主な改正内容	1
2 国民健康保険運営協議会の役割	2
3 長崎市国民健康保険条例新旧対照表	3

市民健康部  
平成30年2月



## 1 主な改正内容

### (1) 国民健康保険法の一部改正に伴う関係条文の整理

ア 根拠法令 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）

#### イ 法改正の概要

平成 27 年 5 月に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成 30 年度から国民健康保険都道府県単位化が施行され、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなる。

新制度においては、国民健康保険事業の運営に関する協議会（現：国民健康保険運営協議会）が都道府県及び市町村それぞれに設置されることとなり、また、現行の「国民健康保険運営協議会」から「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」へと名称が改められた。

#### ウ 条例改正の内容

法改正に伴い、国民健康保険運営協議会に関する規定を見直すとともに、長崎市が担う国民健康保険の事務について規定することを明確にするため、関係条文の整理を行うのと、その他所要の整備を行うもの。

エ 施行日 平成 30 年 4 月 1 日

## 2 国民健康保険運営協議会の役割

### 都道府県に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金の徴収 保険料水準の統一化に向けた審議 等</li> <li>・国保運営方針の作成 保険料水準の統一化を図る時期 統一化に向けた課題の解消策 等</li> <li>・その他の重要事項</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表</li> </ul>

### 市町村に設置される 国保運営協議会

主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付</li> <li>・保険料の徴収</li> <li>・その他の重要事項</li> </ul> <p>※これまでと同じ</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者代表</li> <li>・保険医又は保険薬剤師代表</li> <li>・公益代表</li> <li>・被用者保険代表(任意)</li> </ul>

※現行の長崎市国民健康保険運営協議会委員の任期は2年であるが、政令が改正され、制度施行後は3年となる。なお、改正法において、施行日(H30.4.1)時点に置かれている運協が施行後の運協とみなされ、任期については、現行委員の任期(H29.1.10～H31.1.9)まで2年となり、次期委員から3年(H31.1.10～H34.1.9)となる。

### ■ 改正後の国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

3 長崎市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年3月26日 条例第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法令に定めがあるものを除くほか、本市が行う国民健康保険について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 長崎市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>第3条~第5条 (略)</p> <p>(保健事業)</p> <p>第6条 本市は、<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため必要がある場合は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>第7条~第13条 (略)</p>	<p>○長崎市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年3月26日 条例第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法令に定めがあるものを除くほか、本市が行う<u>国民健康保険の事務</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 長崎市国民健康保険運営協議会 (<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第11条第2項の規定に基づき、<u>本市が設置する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。</u>)の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>第3条~第5条 (略)</p> <p>(保健事業)</p> <p>第6条 本市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため必要がある場合は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>第7条~第13条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>